

# 節税レポート



平成 18年 8月号

発行日 2006.8.3

## 今月のテーマ 交際費

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

### 1 交際費

交際費とは得意先、仕入先、その他事業に関係ある者(含む役員、従業員) に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のため支出するものをいう。

- 1) 役員、従業員等社内の者に対する支出も含む。
- 2) タクシー代でも、接待に係るものは交際費になる。  
等一般の交際費の概念より広い。

(新)

飲食その他これに類する行為のために要する費用で、1人当たり 5,000円以下のものを交際費等から除外する。(専ら当該法人の役員、従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)

上記の適用を受けるため、次の事項を記載した書類の保存必要

- 1 飲食等に参加した得意先等の氏名または名称
- 2 飲食等に参加した者の数
- 3 その他

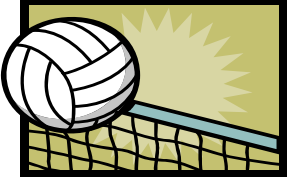
発行 岡崎駿志税理士事務所  
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203  
TEL 03(5287)6818  
FAX 03(5287)6819  
Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp  
URL [www.kaikei-home.com/okazaki-office](http://www.kaikei-home.com/okazaki-office)

## 2 交際費等の損金不算入額の計算

資本金1億円以下の法人の場合	
1) 交際費等の額が定額控除限度額以下のとき	(*) 交際費等の額 × 10%
2) 交際費等の額が定額控除限度額超のとき	(交際費等の額－定額控除限度額)+定額控除限度額×10%
(*) 定額控除限度額 = 400万円 × $\frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$	

## 3 節税のポイント

交際費となるか、ならぬか関連科目との境界線をしっかり把握し、交際費とならぬ経費の使い方をすること。		
区分 勘定科目	交際費等の例示	交際費等に含まれないの 費用の例示
福利厚生 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念行事における宴会、記念品等の費用(右以外)</li> <li>・ 得意先、仕入先等への慶弔費用</li> <li>・ 特定従業員だけの忘年会、新年会費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内行事において従業員に一律に供される飲食費</li> <li>・ 従業員慰安の運動会、旅行費用</li> <li>・ 従業員への慶弔、表彰の費用</li> </ul>

区分 勘定科目	交際費等の例示	交際費等に含まれないの 費用の例示
旅費交通 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接待時のタクシー代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会、工場見学等の招待費用</li> </ul>
広告宣伝 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右以外の金品の交付、旅行等の費用</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カレンダー、手帳等の宣伝用少額物品</li> <li>・ 不特定多数の者に対する抽選、引換券付販売の費用</li> <li>・ 一般消費者への試食、モニター謝礼等の費用</li> <li>・ 得意先への見本品、試用品、模型等の費用</li> </ul>
販売促進 費 売上割戻し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観劇、旅行等の招待費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上高等に比例して事業者へ交付する金銭、事業用資産、少額物品(3,000円以下)</li> <li>・ 得意先への景品付販売で景品が少額のもの</li> </ul>
支払手数料 会議費 会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手方の従業員に対する手数料・謝礼</li> <li>・ 取引の謝礼等</li> <li>・ ゴルフクラブの年会費、プレー代、ロッカー料</li> <li>・ 社交団体の入会金、会費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約に基づき交付する手数料</li> <li>・ 会議時の茶菓子・弁当・飲食等の費用</li> <li>・ 寄附金</li> <li>・ 得意先に対する災害見舞金</li> </ul>

予告 平成18年9月号 税額控除